

令和7年 第10回

定例総会 会議録

志布志市農業委員会

令和7年第10回 志布志市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年10月22日(水)					
招集の場所	志布志市役所有明庁舎 3階会議ホール					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和7年10月22日 午前9時30分				
	閉会	令和7年10月22日 午前10時13分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	上野 克比古	○	11	神宮司 順子	○
	2	福岡 裕幸	○	12	畑山 豊子	○
	3	山迫 洋一	×	13	宮脇 茂樹	○
	4	萩迫 修作	○	14	平井 利昭	○
	5	吉野 寅三	○	15	坪山 博志	○
	6	坂中 則雄	○	16	平川 眞由美	○
	7	柳井 義郎	○	17	福岡 剛	○
	8	宮脇 勇	○	18	中之内 瑞穂	○
	9	隈元 健二	○	19	小園 広行	○
	10	栢山 信彦	○	20	福留 幸嘉	○
会議録署名委員	席番2番	福岡 裕幸		席番5番	吉野 寅三	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	高野		事務局次長	黒石	
	主幹兼農地GSL	圖師		主幹兼農地GSL	杉原	
	主事補	花木				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	脇田 廣昭	×	9	坪田 則義	×
2	工藤 雅彦	○	10	大田 唯春	○
3	嶽 利浩	×	11	本田 浩昭	×
4	今市 光則	×	12	春田 豊美	○
5	池袋 良子	×	13	圓福 悟	×
6	谷宮 誠實	×	14	垣内 りえ子	×
7	下山 重治	×	15	竹吉 雄二	×
8	道山 幸治	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第66号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第68号 非農地証明願の承認について 議案第69号 農用地利用集積等促進計画（案）の承認について 議案第70号 地域農業経営基盤強化促進計画変更（案）に係る意見について 議案第71号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和7年第10回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>山迫委員から欠席の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番2番、福岡裕幸委員と、席番5番、吉野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、あっせんの経過につきまして、山迫委員の報告をお願いいたします。</p>
事務局	黒石	<p>それでは、令和7年2月総会で依頼のありました〇〇さんの畑のあっせんですが、山迫委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>事務局に活動経過について連絡がありましたので、代わりまして報告いたします。</p> <p>現在、隣接所有者と協議中であるものの、決定には至ってないため、引き続き活動を継続していくとのことでした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼がありました〇〇さんの方ですが、あともう少しというところまで来てるんですけど、なかなか決定にいたらず、引き続き活動を継続していきたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、工藤委員の報告を2件まとめてお願いいたします。</p>
委員	工藤	<p>〇〇さんと〇〇さんのあっせんの件ですけれども、買っていただける方が見つかりそうだったんですけども、ちょっと値段の方に乖離がありまして、今値段の交渉中でございます。</p> <p>引き続き活動していきたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、柳井委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	柳井	<p>5月の総会で依頼がありました〇〇さんの件ですが、現在もあっせん活動中ですが、昨日1件畑を見たいとの話がありましたが、中々金額的にも決まらないため、来月ちょっと取り下げを検討したいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、平川委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	平川	<p>7月の総会で依頼のありました〇〇さんのあっせんですが、値段は安いので</p>

議長	萩迫	ですが、今はもう買う時じゃなく、借りる時だと、さんざん断られています。もう少し活動していきたいと思います。
委員	官脇勇	はい、ご苦労さまでした。 次に、官脇勇委員の報告を3件まとめてお願いいたします。 〇〇さんの分ですが、相手が決まったんですが、まだいろいろありまして、今も活動中です。 そして、〇〇さんの分は、この畑の近くの人に今、声をかけております。 そして、〇〇さんの分も、この畑の近くの方に声をかけております。 いずれも、まだ決まっておりません。以上です。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。 次に、私の関係分について報告いたします。 10月1日、事務打合せを、9日、議案打合せをそれぞれ事務局にて行いました。以上で、報告を終わります。
事務局	花木	次に、日程第4、議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 まずは、5ページ、番号90番について審議いたします。それでは、事務局の報告をお願いいたします。 それでは議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請の番号90番について、ご説明申しあげます。議案書は、5ページ、総会資料は8ページです。 まず譲渡人は、曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん86歳で、譲受人は、曾於郡大崎町野方にお住まいの〇〇さん81歳です。 申請地は、記載されているとおりでございますが、畑が1筆で3,919㎡です。 申請地の場所でございますが、野方のはるびゅうクリニックから国道269号線を山重方面へ300m進み、柏木石油がある交差点を左折します。垂水大崎線を北へ150m進んだ右手に位置します。 〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではありませんが、親族間の贈与と受贈のため、本日は、お呼びしておりません。 〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料9ページのとおりでございますが、申請地には甘藷を作付けすることです。 また、農機具は所有しておらず、〇〇さんの甥から借りて耕作しています。なお、通作距離は自宅から徒歩2分とのこと。 申請事由は、譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。 以上で、番号90番について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願ひいたします。
議長 会場	萩迫 委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
委員	福岡剛	次に、番号 91 番について審議いたします。それでは、福岡剛委員の報告 をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 91 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町 安楽にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、総会資料の 11 ページです。 申請地の場所は、県道 3 号線、日南志布志線を日南方向へ向かい、潤ヶ野 小学校前より 700m 進み左折し、800m 進んだ左手に 3 筆同じところにありま す。 法人事務所から 9.7 km、車で 19 分のところにあります。 株式会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と家族 5 人、従業員約 200 人で、主にピーマン、ケール、ジャイアントコーン等を栽培しており、申請 地にはジャイアントコーンを作付するとのことです。 トラクター 30 台、コーンハーベスタ 5 台、ポテトハーベスタ 1 台などを、 保有しています。 申請地周辺は、畑に囲まれ、農薬や堆肥散布などの周辺作物へ飛散しない よう、天候、風向きなどに留意するとのことです。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
委員	神宮司	次に、番号 92 番について、審議いたします。それでは、神宮司委員の報 告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 92 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町安 楽上門にお住まいの〇〇さんです。 申請地は、議案書に記載されているとおりです。 申請地の場所は、安楽小学校から 50m ほど南へ走り右折、平城橋を渡り、 上ると右側に吉野製茶が見えてきます。さらに 500m 進んだ先の十字路を右 折、100m 先を左折、直進 50m のところに、〇〇さんの自宅があります。そ して、30m 南の高台に上ったところが牛舎です。牛舎の前の北側に、5753 番 3 と 4 があり、その隣を挟んで、5752 番 10 があります。

		<p>譲受人宅からは、目の前、1、2分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、成牛48頭、育成牛35頭を飼育しています。家族3人で、酪農を営んでおり、申請地にも牧草を作付けするとのことです。</p> <p>またトラクター2台、コーンハーベスタ1台、バキュームシーラ1台、バルククーラ1台、キャリアロボ1台を保有しています。</p> <p>この土地は、長年〇〇さんが牧草を作付けして今日までに至っております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、6ページ、番号93番について、審議いたします。それでは、小園委員の報告をお願いいたします。
委員	小園	<p>会長より依頼のありました番号93番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町内之倉、上出水自治会にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市志布志町帖、東横尾下自治会にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書6ページ、総会資料13ページに記載のとおりで、申請地の場所は、本庁より県道65号線、南之郷志布志線を田之浦方面へ進み、こまみす酒店を右折し、10m先を左折、6、7m進んだ右手側に位置します。</p> <p>譲受人宅からは、歩いて3、4分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、ご夫婦で甘藷を主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのこととす。</p> <p>また、トラクター1台、軽トラック1台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号94番について、審議いたします。それでは、中之内委員の報

<p>委員 中之内</p>	<p>告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号 94 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所ですが、伊崎田にある外山木材から岩川方面に 500m 進み分岐を左折、縄瀬牛ケ迫線を 900 m 進むと黒葛公民館があります。そこを左折し、250m 進み右折、農道を 100 m 進んだ右手に位置します。</p> <p>譲受人宅からは、100m のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、水稻や野菜を主に栽培されており、申請地にも水稻を作付けする予定とのことです。</p> <p>また、農機具では、トラクター 2 台、コンバイン 1 台、自走式田植え機 1 台などを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>次に、番号 95 番の審議ですが、議案送付後の令和 7 年 10 月 20 日付けで、申請の取下げ願いが出されましたので、番号 95 番は欠番となります。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>次に、7 ページ、番号 96 番について、審議いたします。それでは、坪山委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>会長より依頼のありました番号 96 番を報告いたします。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>譲渡人は、通山自治会にお住まいの〇〇さん、81 歳です。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>譲受人は、通山自治会にお住まいの〇〇さん、49 歳です。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>譲渡人と譲受人の関係は、親子です。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、別添資料の 16 ページから 18 ページを参照ください。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>申請地の場所は、市道飯山通山 1 号線を南の方へ行きますとびろうの樹病院があります。びろうの樹病院を過ぎ、東九州道を過ぎ、150m で行くと、一丁田宇都鼻線との信号機交差点があります。そこを直進し、南の方向へ 360 m 進み右折、市道押切坂線を 100m 進み左折し、市道通山山ノ上 1 号線を南の方向へ約 300m 進んだ道路沿いの右側にあります。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>譲受人宅の隣です。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>〇〇さんは、新規就農者で、家族構成は〇〇さんと子供 1 人です。ご主人は単身赴任だそうです。</p>
<p>委員 坪山</p>	<p>申請場所には、野菜、特にトマト、甘藷、ニンジンなどを作付けする予定と</p>

		<p>のことです。</p> <p>また、農機具等は、譲渡人の〇〇さんがトラクター1台、軽トラック1台を所有しており、今後頼んだりするという事です。</p> <p>特記事項といたしまして、農地の取得については5年以上継続して耕作する旨の誓約書も提出されています。</p> <p>また、私からお願いとして、新規就農者でありましたので、農業新聞の購読をお願いしております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号に該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障がないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
委員	坪山	<p>次に、番号97番について、審議いたします。それでは、同じく坪山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼がありました番号97番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、通山自治会にお住まいの先ほどと同じ〇〇さん、81歳です。</p> <p>譲受人は、中吉村自治会にお住まいの〇〇さん、49歳です。</p> <p>譲渡人と譲受人の関係は、息子さんの嫁になるということです。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、総会資料は、19ページから21ページです。</p> <p>申請地の場所は、先ほど番号96番の隣に位置します。</p> <p>譲受人宅からは、車で約10分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、新規就農者であり、家族構成は〇〇さんと子供2人の3人家族で、ご主人は単身赴任だそうです。</p> <p>申請地には、自己消費として、野菜、特にトマト、甘藷、キュウリなどを作付する予定とのこととあります。</p> <p>また、農機具等は、譲渡人の〇〇さんがトラクター1台、軽トラック1台を所有しており、今後頼んだりするという事です。</p> <p>特記事項といたしまして、農地の取得については5年以上継続して耕作する旨の誓約書も提出されています。</p> <p>また、私からお願いとして、新規就農者でありましたので、農業新聞の購読をお願いしております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障がないと思われます。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 会場	萩迫 委員	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p>

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
委員	栞山	次に、番号 98 番について、審議いたします。それでは、栞山委員の報告をお願いいたします。 会長より依頼のありました番号 98 番を報告いたします。 譲渡人は、大阪府大阪市平野区にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、有明町山重にお住まいの〇〇さんです。 〇〇さんの妹の旦那さんになります。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、国道 269 号線の芝用交差点から、県道 523 号志布志有明線を野神方面に 700m 進んだ右手に位置します。 譲受人宅から車で 5 分のところにあります。 〇〇さんは、夫婦で水稲、甘藷を栽培しており、申請地にも甘藷を作付する予定とのことでした。 また、トラクター 1 台、耕運機 1 台、自走式田植え機を保有しています。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。 (会場 なし) ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。
委員	福岡裕幸	よって日程第 4、議案第 65 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第 5、議案第 66 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。 まずは、9 ページ、番号 9 番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。 議案第 66 号、番号 9 番について報告いたします。 調査日は、10 月 7 日、調査員は、上野委員、春田委員と私、福岡です。 申請人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にあります有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。 立会人は、行政書士の〇〇さんと〇〇さん本人でした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。 場所は、有明大橋から北へそお街道を 2.4 km ほど進んで左折し、市道鍋字尾 2 号線を縄瀬方面へ 50m 進んで右折し、市道伊崎田鍋 4 号線を 65m 進ん

		<p>だ先に位置します。</p> <p>用途区分変更の目的は、農業用車庫です。</p> <p>申請地には、既に農業用車両置き場としての利用がされており、今回は始末書付きで追認での申請となっております。</p> <p>申請地の農地区分は、農用地区域内農地であり、農用地利用計画で示された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、用途区分の変更をしても、問題ないのではないかという意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって日程第5、議案第66号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。
		次に、日程第6、議案第67号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
		まずは、11ページ、番号36番を審議いたします。番号36番は、令和7年第9回定例総会の議案第57号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号6番で審議されましたところの5条申請でございます。
		これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号37番を審議いたします。番号37番は、令和7年第9回定例総会の議案第57号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号7番で審議されましたところの5条申請でございます。
		これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号38番を審議いたします。現地を調査された坂中委員の報告をお願いいたします。
委員	坂中	議案第67号、番号38番について報告いたします。

	<p>調査日は、10月7日、調査員は、柳井委員、大田委員、私、坂中です。</p> <p>貸付人は、貸付地が4人の共同所有地で、貸付人の氏名、お住まいの住所は議案書のとおりです。</p> <p>借受人は、有明町野井倉〇〇番地にあります株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんと〇〇建設の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等は、議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、創価学会前の市道町原弓場ケ尾線を町原方面へ50m進んだ右側に位置します。</p> <p>転用目的は、資材置き場です。</p> <p>排水対策は、自然流下により側溝へ流すことにしています。</p> <p>申請地の農地区分は、土地改良事業の施行地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま</p>
<p>議長 会場 議長</p>	<p>萩迫 委員 萩迫</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長</p>	<p>委員 萩迫</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第67号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第68号、非農地証明願の承認についてを議題とします。</p>
<p>委員</p>	<p>畑山</p> <p>まずは、13ページ、番号17番を審議いたします。現地を調査された畑山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第68号、番号17番について報告いたします。</p> <p>調査日は、9月5日、調査員は、坪山委員、竹吉委員と私、畑山です。事務局から1名です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇号棟にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料31ページから33ページのとおりです。</p> <p>場所は、さくらやまクリニックから市道一丁田宇都鼻線を西へ140m進んで右折し、市道飯山志陽1号線を北西650m進んで右折し、市道飯山志陽2号線を南東へ140m進んだ左手の50m奥に位置します。</p>

		<p>非農地の理由として、令和7年相続によって取得しましたが、昭和30年ごろから進入路として、また、昭和49年からは、さらに隣接する宅地の一部として一体的に利用されており、農地への復元が困難となったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号18番を審議いたします。現地を調査された同じく、畑山委員の報告をお願いいたします。
委員	畑山	<p>議案65号、番号18番について報告いたします。</p> <p>調査日は、同じく9月5日、調査員は、坪山委員、竹吉委員と私、畑山です。事務局から1名でした。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、同じ行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の34ページから36ページです。</p> <p>場所は、さくらやまクリニックから市道一丁田宇都鼻線を西へ140m進んで右折、市道飯山志陽1号線を北西へ650m進んで右折し、市道飯山志陽2号線を南東へ140m進んだ左側に位置します。</p> <p>先ほどの番号17番の隣手前です。</p> <p>非農地の理由として、令和7年に相続により取得しましたが、昭和30年から進入路として使用されており、非農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号19番を審議いたします。現地を調査された柳井委員の報告をお願いいたします。
委員	柳井	<p>議案68号、番号19番について報告いたします。</p> <p>調査日は、10月7日、調査員は、坂中委員、大田委員と私、柳井です。</p>

		<p>事務局から2人同行しました。</p> <p>総会資料は、37ページから39ページです。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。</p> <p>場所は、ヘアサロン横峯前の県道日南志布志線を夏井方向へ50m進んだ右手に位置します。</p> <p>本件は、相続より取得したものであるが、土地には願い出人の父親所有の建物が20年以上建っており、宅地として課税されていました。</p> <p>申請地を復元して農地に戻すことは難しいと考えられます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致を見ました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第7、議案第68号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第69号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてを議題とします。
		はじめに、農用地利用集積等促進計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局	黒石	議案第69号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、促進計画(案)のうち、所有権移転分について、ご説明いたします。
		議案書15ページ、農用地利用集積等促進計画(案)の総括表の所有権の移転をご覧ください。
		今回の促進計画(案)は、所有権移転の予定時期が令和7年度の12月31日となるもので、所有権を移転する者は2人、所有権の移転を受ける者は1人で、面積は田が2,582㎡となっております。
		所有権移転の詳細につきましては、議案書16ページに掲載してございますので、お目通しください。
議長	萩迫	以上で、説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。
		ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。
		まずは、16ページ、番号1番から番号4番までと15ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
事務局	黒石	次に、利用権の設定について、事務局の説明を求めます。 議案第 69 号の農用地利用集積等促進計画 (案) の利用権の設定分について、ご説明申し上げます。 議案書は、17 ページから 24 ページとなっております。 まずは、議案書 17 ページの総括表の利用権の設定分をご覧ください。今回の促進計画 (案) は、始期が令和 7 年度の 12 月 31 日となるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が 81,496 m <sup>2</sup> 、畑が 94,473 m <sup>2</sup> 、樹園地が 173,927 m <sup>2</sup> で、合計しますと 349,896 m <sup>2</sup> となっております。農地の地権者数は 79 名、耕作者となる配分予定者は 32 名です。 借り手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人要件等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地のすべてを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。 以上で、議案第 69 号、農用地利用集積等促進計画 (案) の利用権の設定分について説明を終わります。 ご審議方、よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました。18 ページ、番号 1 番から番号 3 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 1 番から番号 3 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号 4 番から番号 5 番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、〇〇委員にはここで退席をお願いいたします。
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号 4 番から番号 5 番について、何かご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、ご異議

会場 議長 会場 議長	委員 萩迫 委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に、番号6番から24ページ、番号191番、及び機構貸出分の番号1番から番号12番までと、17ページの総括表につきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第69号、農用地利用集積等促進計画(案)の承認については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第70号、地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	杉原	<p>それでは、議案第70号、地域農業経営基盤強化促進計画変更案に係る意見についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、意見を求められた今回の地域計画の変更でございますが、議案書26ページ、番号4番は、先ほどの議案第68号非農地証明願の承認について、番号18番で審議されましたところの該当地区有明区から除外する変更でございます。</p> <p>次に、番号5番は東志布志地区の該当地番について、非農地証明願を提出するために地区から除外する変更でございます。</p> <p>なお、非農地証明願は今後提出されることが予想されます。</p> <p>以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何かご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>ご意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、ご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第70号、地域農業経営基盤強化促進計画変更(案)に係る意見については、農業委員会としては、特に異議なしの意見を付し、市長へ報告することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第71号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名についてを議題としますが、議案送付後の令和7年10月16日付けで、申し出の取下げ願いが出されましたので、議案第71号は欠番となります。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p>

ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長高野が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員